慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	原始時代の財産制
Sub Title	
Author	望月, 玉三
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1937
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.31, No.3 (1937. 3) ,p.415(75)- 440(100)
JaLC DOI	10.14991/001.19370301-0075
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19370301-0075

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

原始時代の財産制

望月玉三

人類の全ての行爲の根源は、自己保存と自己滿足の本能の存在にある。(註一)飢渴を醫し、雨露を凌ぎ、被服を用意するが如きは、皆此の本能の存する故で此は古今の全ての社會に通ずる社會的活動力を組織するものである。各人が一樣に利己心に驅られて、最少の犧牲を以て最大の滿足を得んと力むるのも、全く此の原則の上に基礎を置くのである。而して又此の本能の存在こそは、所有の觀念を發生せしむる源泉であると考へる。

如何に原始的な人間であつても、此の本能に依つて其の生活上に於ける各種の生活資料を必要としたに相違なく、動植物性或は鑛物性の物資を獲得し、漁撈、狩獵、種芸並びに住居の爲に一定の地域を要したる事は明瞭である。此の事こそ所有觀念發生の所以に外ならぬものである。併し乍ら此所に注意せねばならぬ事は、初期の原始人が自然物獲得の漂浪的生活を營んで居つた時代に於て、所有說や財産は全然存在し得なかつたのではなからうかと云ふ事である。何故ならば初期の原始人は現在のみを考慮し自己の生命維持の意志のみを有して居つたものゝようである。即ち「自己を超え現在を絶して居るものは彼等の精神生活にとつて全く無關心の狀態に止まる」(註二)事は、現在過剩である食糧を後日の用に貯へ置かんとする考慮なく、今日十二分に食した身が明日飢餓に陷入ると云ふ例證や、老人遺棄等に徵して明らかである。其故に初期原始人の間には、所有、財産は絶對に存在し得ないと云ひ得る。蓋

し此等のものは人類の自己保存と自己滿足の本能が擴大發展するに至つて、始めて發生し得るものである。其故に人類發生當初の時代は所有に對する無所有の時代であつて、而して此の狀態から所有の狀態へ自己保存と自己滿足の本能に依つて移行して來たのであると思ふ。尤も所有の狀態と云つても、此の時代に現今の如き財産所有の存在を主張する事は出來ないが、現今のそれの萠芽を見出し得る。即ち法律の代りに宗教的意味に依つて基礎付けられた財産制が存する。「諸種の超自然の又は呪術的の力が人と物との關係即ち所有主と所有物との關係を緊密に結び付け、未だ法律的保障の存在せざる時代に於て所有の事實に排他的効力を有せしむるに與つて力があつたのであつて、斯る超自然の又は呪術的な力の代表的なものは、タブー(taboo or tabu)や呪詛 curse の如きものである。(註三)タブーは禁止、禁忌、禁戒等と飜譯さる可きもので、物、場所、行爲、人物等に關して種々存するが、要するに人生の秩序を保ち安寧を維持せんが爲に成立した消極的禁止的の制度であつて、觸接、接近、變更、移動、使用、目視等の各種の禁止を包含してゐるのであり、而して其の禁止は、概ね呪術的方法に依つて設定せられ、之を犯せる者に對しては、魔主鬼神の如き幼稚な宗教的又は迷信的對象物に依つて、恐る可き責罰を受けると信ぜられて居る事から行はれるものである。サー・ゼームス・フレーザーが述べて居る如く、一定の民族、一定の時代に於て、タブーが私有財産に對する尊重を强め、其の享益を確保する事に大いに貢獻した事は、ニウジーランドのマオリ人、サモア人、其他馬來半島、マダカスカル等に於ける例證に依つて確證され得る。(註四)而して以上と反對に、他方道德的に財産權が保護せられる例も少くない。併し此は同部族內に限つて居るもので、他の部族に對しては反對に掠奪盜取を好む傾向があつた。(註五)以上の如く原始人の間には現今の如きそれが存在しないと雖も、財産及び其れの保護の存在を認め得るのである。以下(一)動産、(二)住屋、(三)不動産(土地)に分けて各々考察しよう。

(一)動産　動産には、衣服、裝飾品、武器、道具、獵具、食料等が含まれる。一般的に此等の動産は、個人的所有又は家族的所有である。ヴッダ族の個人的財産を例に擧げれば、斧、弓矢、三個の壺、鹿皮、燧石と火打鎌、引火奴、運水の胡蘆、蒟醬の袋及び覆、石灰の箱、若干の衣服(註六)がそれである。男女の衣服、裝飾品の如きものは、其のものゝ性質から個人の身體に附着し、「謂はば持主も一身同體になつて居る」(註七)點から全く私有物、個人的財産となされて居る。或る部族に於て、或る物品の持主の死後、其の物品は其の死體と共に燒き又は埋葬する」(註八)が如きは、其の個人と一身同體の觀念の左證である。男子の使用する獵具、武器は同樣其の物の性質から、(註九)及び非常なる努力を捧げて製作した道具に對して、全く斷ち難き愛惜の念を懷く事(註一〇)から、各男子の私有財産である事は、數多くの事例で證せられる。「エスキモーは、衣服、武器及び勞働要具の個人的占有は、斯樣な占有は遙かに便利であり且つ事物の性質そのものに依つてそうなると云ふ丈の原因で支持して居る。己れの武器、己れの弓、若しくはブーメランゲを立派に使ひこなす爲には、原始的狩獵者は出來る限り己れをそれ自身の個人的特性に適合させねばならぬ」(註一一)とプレハーノフは述べて居る。其の他女子の裁縫道具及び農具等は、初期此等の仕事が女子の擔當する所から、女子に屬して居つた。(註一二)以上の諸物は事實上又は觀念的に、所有者の身體と併合されて居るものであるから、個人的財産と成り得るのである。野蠻人は一つの物品が自分のものである事を知らせようと思ふ時には、現品を祇めて占有に擬する」(註一三)等は此の意味からである。生活資料に關しては、論爭の存する所で共有說と私有說の二說に分れて居る。先づ植物性食料に就いては、獲物、生產物の共同平等の分配を、其の物の獲得、生產に於ける勞働が共同的に行はれる事、共同倉庫及び食物の共同使用の廣汎な普及を以て說明する。ルイス・モルガンのイロクオイ人に就いての所說に依ると、『狩獵、漁業、農業に依つて獲物を得た家の者は、誰れ

でも其れを共同倉庫に入れる。家の者は共同の貯藏に依つて暮す」（註一四）と。「マヤの亞米利加インディアン社會では、食物は一軒の小屋で料理され、各家族は各々の分前を取りに來るのである。」（註一五）其の他亞米利加プレリー地方のインディアン、マングン人、ブッシュマン、オーストラリア人、エスキモー、メキシコ及びペルー地方等に於ても同樣共同分配が行はれて居る、と說かれて居る。（註一六）狩獵の獲物に就いては單獨に獵獲せる場合は當然其の勤勞者の所有に歸するのであるが、併し單に一個人の幼稚な武器での狩獵は實に容易な事ではなく、次第に智腦の發達と共に此所に集團的に協同して行ふに至り、種々なる習慣に依り種々に獲物を分配した。（註一六）即ち最初の發見者、第一矢を射込みたる者、致命傷を與へたる者、嚙み倒した獵犬の飼主、其の犬と云ふ樣に獵獲に關係した功勞者には、何れの部分を何れ丈分配すると云ふ樣な慣習的規定が存する。亞米利加インディアン族のオマハ人に於ては、野牛を獵獲したる場合先づ致命傷を與へたる矢を射た者が、其の獵獲物を取得し、然る後其の獲物の切開を行ひ切開援助者に慣習に從つて分配する（註一七）が如きは此れで、論者が云へる如く、獲物の平等分配が一般的なものでは決してなく、民族に依つては甚だ複雜な分配法に從つて居るものも存するのである。漁撈に依る獲得物も又狩獵の場合と同樣の事が云へるであらう。植物性食料品は、主として女子の勞働に依る採取、農耕の結果であるから、或る程度迄女子に對して其の所有權を屬せしめんとする主張があるが、（註一八）併し此の消費は結局群團全員の爲にせられるのであるから、所有權の歸趨は不確定であると云へる。而して此を以て一方共有說を主張する根據として居る。斯の如く前述の二說は、其の何れが眞正なるものか容易に判斷し得ないが、先に一言せる如く、人類の經濟行爲の本源は、其の自己の生命維持と自己滿足の本能に存するのであるから、假令共產、共同分配を行ふたとしても、個人的生產、消費の段階を經た後でなければ此の段階へ到達し得ないと考へる。其故に個人的生產消費が本源的狀態であるであらう。共有說論者も全く此等生產物、獲得物の個人的所有並びに個々の家族に依る所有を否認するものではない。即ちルイス・モルガンに依れば、『一家屋に棲つて居るイロクオイ人は田畑を耕し作物を集めこれを共同の貯蓄として屋內に保管した。此等の生產物の個人的所有並びに個々家族に依る所有も、多少は行はれて居た。例へば玉蜀黍は皮を剝ぎ返しそれを皮で結合して束とし、各室內に吊して置く。或る家族が供給物を消費し盡して仕舞ふと、他の家族は手許に幾許でも殘つて居る限り前者に融通してやる。各狩獵隊又は漁撈隊は獲物を共同に貯蓄するが、剩餘の分は家に歸つてから同じ住屋に於ける數家族間に分配し、夫々これを乾すなり鹽漬にするなりして冬の用意に貯へて置く』と述べて居る如く、此等の亞米利加インディアンの村落に於いては、個人的所有と共同的習慣との結合を認め」（註一九）て居る。農耕が盛に成り土地が私有されるに至れば、其の土地所有者に其の生產物が歸屬する事は勿論であるが、前述の如き場合に於ても其の群團を一家族――勿論現代の如き小人數より成る家族ではないが――と見做し得るならば、其の生活資料は其の群團の私有物であるとなす事が出來るであらう。問題は群團を家族と認め得るか否かに存する事になるが、私見を以てすれば、群團を、現今の如き家族とは其の成員及び其の成員數に於て相異すると雖も、其の本質に於て異つて居らぬと考へる。それ故に、私は、生活資料は個人有或ひは家族有であると考へる。家畜、牧獸の所有權は、前二者と同樣、或ひは共有財產を或ひは私有財產を各自主張して居る。併し前述同樣の解釋をこれに與へれば、これ又個人有か家族有かに歸する。「カザクキルギスの如き稍や進步した遊牧民は、殺人の如き個人的犯罪に對して、親族連帶賠償の慣習法が存し、又結婚の際結納品に馬數十頭を贈るを常とする等を見れば、其等は蓋し家族有の財產」（註二〇）と見られ、「土地所有の存在しない時代に於て、家族員は各々何品が自己の所有に屬するかを知り、牛馬の大より犬猫雛鷄の小に迄及ぶものである」（註二一）

のを見れば、此處に家畜、牧獸の個人有、家族有を證し得る。其他蜜蜂の巣、鷲の巣等は、狩獵のそれと同樣發見者に先づ所有權は與へられ、更に其の採取の助力せる者及び家族に平分されるのである。（註二二）

註一　カール・ビューヒャー著、權田保之助譯「經濟的文明史論」一五頁

註二　同上　一六頁

註三　田崎仁義著「一般經濟史」三四六頁以下

註四　同上

註五　同上　三五六頁

註六　L. T. Hobhouse, The Histrical Evolution of Property, in Fact and in Idea; Property Its Duties and Richts, 1922. p. 11.

註七
註八　Paul Lafargue, The Evolution of Property from Savagery to Civilization, 1921, p. 17.

註九　田崎仁義著「一般經濟史」三六三頁

註一〇　カール・ビューヒャー著、權田保之助譯「經濟的文明史論」二七頁

註一一　バクロフスキー監修、早川二郎譯「世界原始經濟史」一八一頁

註一二　田崎仁義著「一般經濟史」三六四頁

註一三　Paul Lafargue, ibid, p. 17.

註一四　バクロフスキー監修、早川二郎譯「世界原始經濟史」一七六頁

註一五　Paul Lafargue, ibid, p. 24.

註一六　K. A. Wietfogel 著、新島繁譯「市民社會史」

註一七　一八　田崎仁義著「一般經濟史」三六五—三六六頁

註一九　同上　三六七頁以下

註二〇　Paul Lafargue, ibid, p. 23.

註二一　田崎仁義著「一般經濟史」三六八頁

註二二　カール・ビューヒャー著、權田保之助譯「經濟的文明史論」四〇頁

註二三　田崎仁義著「一般經濟史」三六九頁

（二）住屋　漂浪生活を營む原始人にあつては、天然自然の洞窟、解體して隨所に運搬し得る天幕の如きものであり、定住生活を營むそれに於ては堅固な家屋である。住屋の所有權歸屬者は場合々々に依つて異り、共同的なる場合もあり或ひは個人的なる場合も存するのであつて一般的に定め難い。共同家屋に住せるものに、ボルネオのダイク人、ポリネシアに於ける人々、亞米利加に於ける諸々の土人（註二三）等があり、他方個人的な家屋を所有せる者にツルー族、アイヌ族（註二五）其の他等である。男女の點より云へば、概して女子に其の所有權があると云へ、又共有の場合等も大家族よりも小家族的のものであるやうである。（註二六）

註二四　Paul Lafargue, ibid, p. 27. 28.

註二五　エルンスト・ゲロッセー著、河田嗣郎譯「家族の形態と經濟の形態」二一八頁、二五九頁

註二六　カール・ビューヒャー著、權田保之助譯「經濟的文明史論」四五頁。田村浩著「財産進化論」六〇頁

（三）不動産（土地）　自然の山野を放浪し、河海を尋ね涉つて其の動植物性資料を發見獲取する時代に於ては、土

地との結合關係の密接でなかつた事は當然推定し得る。即ち斯かる狀態は、土地が所有の對象とは成り得ない。併し乍ら、彼等が發見せる物資を今直ちに採取獲得する事なく、後日の爲に之を保留する必要を感ずるに至つて、事態は一變し土地との關係が生れる。先に論ぜる如く人類が生きんが爲には、其の勞働力と生活資料獲得の手段が絶對的に必要である。「人間勞働力と物的生產手段との社會的關係」（註二七）は社會を決定するが故に、生產手段たる土地が原始時代に於て何人に屬して居つたかと云ふ事は、原始時代に於ける社會を決定するものである。不動產を宅地、採取區域、狩獵區域、漁撈區域、遊牧民の領地、農耕地に分け、以下此れに就き述べよう。

（一）宅地　原始人は漂浪的生活の中にも、或る一定の場所を稍や繼續的に、生活の本據たる住居の場所として占有して居つたのであらう事は推察される。斯かる場合、宅地の所有權は當然家屋の所有權とには密接な關係が存する。さすれば、住屋の所有者が前述の如く不確定であるが故に宅地も同樣不確定で、私有もあれば共有もあると云ふ事になる。

（二）採取區域　此所で先づ注意する事は、狩獵區域と此れとを嚴密に區別し得るものでなく、只何れかに偏重的である場合を指すのである。此の採取生活を主とする原始人は、多くは漂浪生活を爲すものであるが、全く天涯地角到らざる所なしと云ふ如くに漂浪するのではなく、或る一定地域內を漂浪するのが一般である。斯かる地域を採取區域と云ひ、區域の設定を爲す場合は、「彼等の社會に流行するタブーに依つて其の目的物の存在する場所に、他人の入る事を防禁し、其の場所の排他的支配的支配權を主張するの行動を採るであらう。而して斯る例は之を諸方の原始的民族に求むるに難くない。ニウジーランドのマオリ人は、香蒲の生じたる沼地の一區を所有せんと欲する時は、其の地區に棒を植てゝ、其の頂に草束を結び付けて置くとの事であり、地米の野稻採取民に於ても略同樣なる方法に依つて、其の採取區域の私有的設定が行はれて居る。」（註二八）以上は全く生命維持への障碍への防備手段として表はれた事は明白である。そこで此の區域に對しては、個人或ひは家族の所有權が存する事になる。

（三）狩獵區域　狩獵そのものの性質から、單獨の個人的狩獵に於ける私有的な獵區の設定の如きは、或る程度迄不可能であり、其故に獵區は共有であると主張する者も存するが、斯樣な主張は全く歷史的事實に基かざる視野の狹き誤說と云はざるを得ない。即ち獵區の私有、家族有の事實は嚴然とそのオーストラリア其の他の地に發見せられ、ヴェダ族の如きは「各群の一定の獵區を有し、其の中で各男子が彼自身の土地を有するのである。」（註二九）の事實を見ても理解し得る。併し多人數或ひは一定の部族が之を行ふ場合、此の區域を團體の所有に歸する事もある。（註三〇）斯かる獵區設定の理由は、屢〻前述せる如く、自己生命維持と自己滿足の本能に存する。即ち此の場合は人口の增殖に對する獲物の減少又は獲得の困難と云ふ事にあり、此の事が獵場所有の權利觀念を强化して行く傾向を强めるものであると云へる。斯かる傾向の例證は幾多の原始人中に於て發見せられる。例へば中央濠洲に於ける或るものは部族の集合所有と認められ、部族員は自由に狩獵し得るのであるが、他部族は許可なくしてはその中で狩獵し得なく、境界は常に看視されて居る。而して所有權は部族の祖先の靈がひそんで居る所の「アルチェリンガ」Alcheringa と結び付けて考へられて居り、（註三一）ルクンゼンサリツシ人、トリンキーツ人、ヴェダ族等各々其の獵區を有して居る。

註二七　ローザ・ルクセンブルグ著、佐野文夫譯「經濟學入門」一八四頁

註二八　田崎仁義著「一般經濟史」三七八頁

註二九　L. T. Hobhouse, ibid, p. 14.

註三〇　田崎仁義著「一般經濟史」三七九頁

註三一　L. T. Hobhouse, ibid, p. 13.

以上の例證を見れば、獵區は個人有又は家族有があり、且つ氏族、部族の支配に屬する場合がある事を知る。斯樣な獵區に對する所有關係は如何に說明される可きであるか。

ホッブハウスは次の如くこれに就いて說明をなして居る。（註三二）「不幸にして其の證據が全て不明瞭であり疑はしい。或る場合は自治體の土地保有が確かに存在する。」即ち「セントラル・オーストラリアンの場合は、（中略）其の近隣の種族に依つて認められた境界を有する既知の領域を有し」、「其の區域內に於ては全く個人的財產が存在しないのである。」それ故に「此の區域は團體の共同財產である事は明らかである。」而して「狩獵民の間に於て全く自治體の財產を否定する人々は、それを財產と呼ばずに統治權 Sovereignty と名付ける事に依つて此の樣な場合を只處理し得る」ものである。確かに「此の團體は、本質上自治的單位である」が、併し「此の段階に於ては政治的統制――斯樣な表言が許されるならば――と財產權とは區別されて居らない」のであつて、「斯かる區別は社會的發展に於ける比較的最近の段階迄完全に存在せず、而して完全な區別は社會的に險惡な結果を見ずに常に爲し得るか否か疑問である。如何なる場合に於ても、土地の有力な支配は團體の手中に存する。如何なる個々の成員も、團體が全て他の者に對し包括的權利を有し、而して此の權利が他の人に依つて認められて居る間は、團體に對して包括的權利を有しないのである。」其故に「我々は此を共同所有權と呼ぶ事を拒み得ないのである。」「併し此の事は全ての場合ではない。」オーストラリア及び他の場所に於て、個人の獵師及び彼の家族に依つて土地が所有されて居る場合を見出し得る。（中略）各團體は一定の獵區を有し、其の區域內で各個の男子は彼自身の土地を有する。此の土地は正規の相續に依つて子孫に移る。併し土地が本來の相續人に或ひは他の何人にか與へられるか否かは、團體の各成年男子の贊同に依つてのみ決定され得る。此の場合、直接の所有權は個人的であり、其の秀でたる所有權 the eminent ownership は團體に存して居る事は明らかである。團體の支配は、土地に接近する權利が其の團體の生れながらの成員である人々の爲に支持されると云ふ重要點を確保する。此の原則が支持される限り、土地は自治體の財產であり得、或ひは個人的財產であり得、或ひは更に兩者の混合されたものであり得る。」

斯樣に彼は共有の是認と同時に私有の是認をも爲すが、窮極は大は部族有、小は地方的群又は氏族の所有に歸するものが多いとする。

抑〻「オーストラリアの地方的團體は、擴大された家族と同樣である位小さなものであるから、家族と團體の所有權は相互に成立する」（註三三）事を知れば、一概に共有を主張し得ない。他方此の狀態を「領有」と云ふ概念で說明するものがある。（註三四）區域の「得喪が武力に依つて行はれ、實力を以てしなければ之が保有を護持する能はざるが如きものを、所有の不動產と見る事が果して適當であるか、頗る疑問とせられなければならぬ。」「蓋し所有と云ふ觀念は、特定の主體の特定の目的物に對する排外的支配が、社會的に認められて居つて、實力を以てせざるも、他より其が奪はれたり盜まれたりせぬと云ふ事の成立せる制度を意味し、若しも之を盜み又は奪ふ場合は、タブー破りとして天罰を受くるか、又は其の社會に於て道德的又は法律的制裁が加へられると云ふ事に依りて、其の侵犯が防がれるものでなければならないのに、左樣な事が無くして氏族又は部族の實力を以て侵犯が防護せらるゝ其等の獵區は、所有の觀念を以て取扱はる可きではあるまい。」是は要するに、其の團體の「政治的性質を何と決定するかに係る問題で、其等のものが政治的に、より大なるものの統制支配を受けて居らぬならば、其れは幼稚ながら一

の獨立體であつて、其の支配する土地は之を領域と見て差支ないであらう。然らば之は幼稚ながら公法的存在であつて、之を私法的なる共有地と見る事は恐らく見當違ひで、領有と見る可き」である。「即ち氏族又は部族の如き幼稚な政治的獨立體が實力を以て占有し守護する地域の上に自由に狩獵を行ふのであつて、或地域を專ら狩獵の爲に確保すると云ふ樣なものではないのであるから、之を領域と見るか又は其れの幼稚なる形式であると認むる方が適當であらう」と云ふのである。前述の主張は、所有權の社會的承認の有無に依つて、財産なりや否やを決定せんとするものであるが、私見に依れば、財産なりや否やを決定するものは、所有の事實の有無であつて、所有を保護するものの何たるかに依存するものではない。所有は自力に依つてであらうと公的社會的力に依つてであらうと、問題ではない。社會的に保護されて居るか否かに依つて領有と所有とを區別する事は、所有の本質と矛盾する。領有も所有の一形態である。而かも私有の範疇に入る。何故ならば領有の事實を對外的に見れば、他の所有の事實との關係は私有關係であるから。此の說が所有と云ふ事には、社會的に其れが保護される事を必要として居る點が結局問題と成るのであつて、私見では社會的保證は所有の絕對的要素でないと考へる。其故此の主張には贊成し得なく、此の獵域を財産と認めるのである。然らば共有であるか否か、此の問題の解決の鍵は、其の團體の構成分子に依ると思ふ。其の團體が家族或ひは家族的なものであるか否かが所有形態を決定するのである。元來狩獵をなす原始人は、獲物は僅少であつて、常に飽食鼓腹する事は出來ぬ狀態（註三五）である爲に、彼等は多數の群を結ぶ事は出來ず、大低少數の人員を以て團體を構成して居つたのであるから、オーストラリアの地方的團體のそれの如く、家族或ひは家族的なものであつたのではなからうか。其故に獵域も個人有或ひは家族有であつたのではないかと考へるのである。

（四）漁撈區域　漁撈區域に關しては未だ充分なる研究がなされて居らず、僅少な例證を有するのみで不明瞭である。漁撈は狩獵に比して其の性質上不動産の目的としての可能性が稍や深いと思はれる。「北米のパシフィックコーストに於けるインディアン、特に其のルクンゼンサリツシ族には十二の氏族があり、各氏族は海岸及び河岸に於て各自の漁場を有して居る」（註三六）而して協同的に之を行ふが如き場合に於ては、自ら又漁區なるものは其の團體に歸屬する事に成るが、それが共有であるか家族有であるかは、前述の如く其の團體の構成分子に依つて決定さる可きである。

（五）遊牧民の領地　遊牧民は夏は北し冬は南して適時適所を追ふて移動し、斯くする事に依つてのみ漸く食物供給の繼絕を免るゝ事が出來るのであるから、短時間的に見るならば流轉放浪の旅をして居るが、長時間的に見るならば略ぼ或る一定の範圍に往來して居るのが解る。此れより見れば、狩獵區域、採取區域に比較して、其の範圍が頗る廣大であり、從つて前二者に比し其の領地に對する緊密度も甚だ低いものであると雖も、略ぼ一定の領土を有するものと云へる。又牧獸を養ふ草原の確保及び冬季に於ける幾多の條件の具はれる幕營地と云つた點から、或る程度の土地との結合が存するわけである。即ち略ぼ四、五拾人位の群團の首領は、夏冬二季に幕營をなし彼等の領地と認められて居る場所を定財産として有して居るのである。（註三七）

註三一　L. T. Hobhouse, ibid, p. 13, 14, 15,

註三三　前掲書　一四頁

註三四　田崎仁義著「一般經濟史」三八三―三八五頁

註三五　エルンスト・ゲロッセー著、河田嗣郎譯「家族の形態と經濟の形態」二一一頁、二二一頁。本庄榮次郎著「經濟史概論」一四二頁。田村浩著「財産進化論」七七頁。カール・ビューヒャー著、權田保之助譯「經濟的文明史論」二〇頁

註三六　田崎仁義著前掲書三八七頁

註三七　同上　三二五頁

（六）農耕地　從來の學者殊に社會主義者の一團は、原始的農耕地は共有財産であるのが一般的であるとの見解を支持して居る。人智の發達、人口の增大、其に伴ふ生活資料の不足缺乏等に基因して農業の勃興が見られるのであるが、其の直接的條件は定着に存する事は當然である。併し放浪的な採取、狩獵及び牧畜の生活の胎内に、漸次的に農業開始の爲め諸前提の出現を見たのであつて、此の事が定着への移行を强く助長したと考へ得る。尤も斯く述べた定着への要因が、全ての定着の場合のそれに一致するものでなく、採取の生活から直接定着して農耕を行ふ場合も存すれば、狩獵から直接に移行するのもあるのである。農耕を定住定着の條件と爲すものもあるが、牧畜民の領地、狩獵區域、漁撈區域等に就いて述べた際に、既に何等農耕を知らぬ狩獵、漁撈、牧畜民が或る程度定住して居るのであるから、如何にしても農業は定住の前提ではなく、定住こそ農耕の前提なのである。例へば北米西北部の海岸に於けるインディアン漁業種族チヌク人（註三八）の如き」、「オーストラリア人」、「ブッシュメン族」に於て此の事が見られる。農耕の初發的動機を貯藏せんとする經濟的意志に置き、定着を其の結果として、其の條件としない（註三九）事は、正鵠を得たものでない。農耕の初發的動機は貯藏せんとする意志ではなく、人智の發達、人口の增大、其に伴ふ生活資料の不足缺乏等に基因し、之と定着との結合に依つて、農耕の發生を見たと解す可きである。併し乍ら農耕開始の初期に於ては、定着定住したとは云へ、其の耕地の生産力減退の爲に永久的なそれは不可能であるが故に、漂浪的性質を有せる循環農法であり、從つて其の耕地に對する所有關係も未だ完全な域に達して居らず、一時的所有の形態であつた。此の循環農法はキルギス人の間に於けるステップスの耕作や、南露の農民、印度、爪哇、タシトス時代のゲルマン人、シムフェロポール地方のタータル族、ブリアート人、南米のヂエス人、熱帶阿佛利加のズールス人等の間に於て發見せられる「全世界至る所の原始農業の特徴である。」（註四〇）其故に此の循環農法の下に於て生ずる土地との關係は、前述の如く「一時的所有であつて、財産ではない。土地が充分に存する場合、耕作者は彼の加へた勞力に對する報酬を受け取らぬ間、其の耕作地を保持する事に於て利害關係を有する。（中略）彼が自分の勞働の成果を收め、消耗し盡した土地を放棄した場合、其の後其の土地が再び占有されるか否かは、彼にとつて問題ではないのである。」（註四一）而して「人口の增加と共に此の粗放的制度は放棄され、集約農法に依つて代位されねばならない。（中略）休耕地は自然の狀態に放棄せずに肥料が施さるゝに至つて益〻土地と耕作者との關係は永續的なものと成り、年々の收穫は彼の勞力に對する報酬のみならず、數年後には彼の投資々本の回收をも可能にしたのである。」（註四二）斯かる傾向は「ウストカーメンゴルスク地方のキルギス人」、「クストネイスク地方」、「ブリアート人」等の間に於て見られる。斯くして循環農法が放棄されて集約農法が代位するに及んで、一時的占有が永久的な所有權の性質を取り、此所に土地に對する完全な所有權が確立されたのである。（註四三）

耕地所有の發生經路は、原始人の生活形態が氣候風土等の相異に依つて不均一であるが故に、一般的には云へないが、大別すれば次の二徑路であると思ふ。

（一）植物的資料獲得を主要なる經濟生活とする民族が定着後農耕を爲せる場合

（二）動物的資料獲得を主要なる經濟生活とせる民族が定着後農耕を爲せる場合

（一）當時男子は一般に、狩獵生活に沒頭して耕作等には關係せぬ爲に、專らそれは女子の手に委ねられて居つた。從つて其の所有が女に屬して居た（註四四）と推定される。併し乍ら其の技術、道具等に於ては極めて幼稚であ

つて、充分能率的ではあり得なかつたと思はれるが、人智の發達人口の漸次的增加、其に伴ふ生活資料の不足とは、農耕の發展を促進せしめ其の缺乏を補はしめた。茲に於て到底女人のみでは充分なる目的遂行が不可能な爲に、男子の勞力が要望せられて開墾事業になり遂には農業に專任するに至つたのである。斯く成るに從つて當然耕地の所有權は女子より男子に移行するのである。何故其の當初農耕の擔當者は女子であつたかに就いては不明瞭である。其の經濟的活動が女性的、陰靜的である事、女性としての最も重要な特性たる母性に關聯する事に依つて此の點を解明せんとするものがある。（註四五）併し此の樣に女子丈で始めより行はなかつた場合も存する（註四六）のであるから、其の理論は普遍的ものではないと思ふ。其故に農業と女性との密接な關係が多くの場合存したと云ふ事實のみで其の根據は不明である。

（二）氣候の激變　資料の缺乏又は他民族との鬪爭及び壓迫等に依つて、今迄狩獵又は牧畜に依つて生計を立ててて居つた民族が、農耕の可能な地方へ移動し、其の土地を先占し或ひは其の地方の先住民族を征服驅逐して定着した後、農耕を營む場合がある。從來斯樣な耕地所有の徑路を以て專ら一般的なものとして主張する者が多いが、併し此の徑路は農耕への徑路の一であつて全てでない事は、幾多の民族の歷史に徵して明瞭である。（註四七）

註三八　バクロフスキー監修、早川二郎譯「世界原始經濟史」一六四頁

註三九　K. A. Wietfogel. 前揭書三七頁

註四〇
註四一　Jan St. Lewinski, The Origin of Property and the Formation of the Village Community. 1918. p. 13-15.

註四二、四三　Jan St. Lewinski, ibid. p. 14. 16. 17.

註四四　田崎仁義著前揭書三九一頁

註四五　田崎仁義著前揭書第六章、第三章一七九頁より。林要著「猿と人間と社會」一二二頁。エルンスト・ゲロッセー著前揭書二二二頁、二五三頁以下。Paul Lafargue, ibid, p. 37, 38.

註四六　田崎仁義著前揭書一八〇頁。

註四七　林要著前揭書一二六頁。田崎仁義著前揭書三九〇頁。伊福部隆輝著「現代都市文化批判」九頁

農耕地の所有に關するホッブハウスの說に依ると或る人が開墾した土地は其の人及び其の家族に屬するが、其の私有財產は只單に所有の權利以上のものであり得ない。（中略）未開墾地は團體に屬し、何人にも開墾の爲に公開されて居る。其故に一時的個人所有と永久的共同所有權とが存する。（中略）耕作が發達し更に集約的になると、一時的占有は永久的のものとなる。（中略）併し乍ら耕地の保持は個人がするのでなく、家族又は血族がするのである。（中略）土地が血族の瓦解でか或ひは耕作の發展の直接の結果の爲かの何れかで、男子の個人的財產と認められ」た後も「尙社會はある高い權利と支配力――例へば外部の人への讓渡を禁じ得る等――とを有して居る」（註四八）と云ふのである。屢〻述べた如く團體が家族又は家族的なものであるか否かに問題は依存すると思ふ。此の團體が家族又は家族的なものであるならば、此の團體の土地所有關係を共同所有權と敢へて云ふ必要は存しない。右のホッブハウスの述べて居るものは、現今の家族內に於ける所有關係と同樣の如く思はれる。若し團體が家族でないなれば、上述の如き狀態は恰も現今の國家と私人との所有權に就いての關係と異ならぬであらう。其故に何れにしても共有と此の狀態を稱するは當を得ないと考へる。

此の時代に於ける農耕地を共同財產であると主張する學者は、專らゲルマン民族のマルク、諸々の共有地、ミー

ル等を列擧して自説を基礎付けて居る。然らば果して此等のものが共同、共產の制度であつたであらうか。

「マルク、」デー・エル・フォン・マウラーはマルクに就いて左の如く述べて居る。

「ゲルマン民族に於て、私有地、村落、都市、其の他全てが原始的なマルクに源を發して居る樣である。此の原始的マルクは共同に保有された一定の土地から成立つて居る。其の土地は長い間何等私有財產と成らずに耕作された。其の耕作者はマルク共產體を形造つた。全ゆる土地は其の當初に於て共有地であつた。そこでは正確に私有財產と名付け得られるものは何にもなかつた。其の土地は平等な地區に分割され、毎年此の分割は更新され、各成員は毎年新地區に移つた。マルク全體が共同に保有された。」（註四九）

斯樣なゲルマン民族のマルクに關しては、シーザーのガリア戰記及びタシトスのゲルマニア等の古書に依つてのみ知り得る。

「シーザーの見たる頃の（西紀前五二—五一年）ゲルマン人は、狩獵及び牧畜を生業とし且つ戰爭を重要なる仕事として居り、農業を好まず、食物はミルク、チーズ獸肉等であつて穀食する事少なく、土地の私有的又は別々の保有がなく、且つ一年以上同一の地に住する事を許されない狀況にあつた。」（註五〇）「各市區（Canton）の首長は自分等のみが耕地の所有者である樣に耕地を專横に處分した。（註五一）これを見れば彼の文は「決してマウラー及び其の信奉者が考へる樣なマルクの記述でない。」（註五二）

註四八　L. T. Hobhouse, ibid, p, 16-17.

註四九　Fustel De Coulanges, The Origin of Property in Land. Trans by Margaret Ashley. Second Edition 1927. P. 3-4.

註五〇　田崎仁義著「一般經濟史」三九七頁、四〇〇頁。　福田德三著前掲書第三卷三二七頁以下

註五一、五二　Fustel De Coulanges, ibid, p. 5.

「タシトスのゲルマニアは前者に後るゝこと約百五十年に書れたもので、これに依ると男子は尙家事や耕作を婦女子に委ねて戰爭に從事して居たが、然し彼等は既に村邑をなして定住に入つて居た。宅地の周圍に僅か乍ら園圃も持つて居た。酋長には家畜と穀物とを年貢として納めたとあるに依つて考ふれば穀作が前の時代よりは餘程重要なものとなつて居た事が知られる。土地は百姓の數と身分とに應じて一々の百姓に割當てられ、且つ定期の割替も行はれて居たのであるから、農耕地は其の使用權すら永久的のものではないが、然しシーザーの時代に比すれば、其の私有に向つて數歩を近づけたものたる事を亦疑ふを得ない。（註五三）故福田博士は「シーザー及びタシトスの記事は土地私、個人所有の存在せざる事を明白に之を告ぐと雖も、之より直ちに推論して、兩者の何事をも語らざる土地共同所有の存在を認むるよりも寧ろ土地所有なる事實も觀念も全然古獨逸に存在せず云々」（註五四）と述べて居る點は、從來之を共有制度と認めた學者に對し痛擊を加へたものと考へる。

フュステル・ド・クーランジュはマルクに關するマウラーの理論を次の如く反駁して居る。

「シーザー及びタシトスの文獻からは、マルク說に對する何等の支持をも見出さない。シーザーは、共有地に於いて耕作する農夫の結合を表示して居らぬ。マウラーがタシトスの文獻に於てマルク存在の左證として指摘せるものは、ager 及び agri なる言葉であるが、これ等の言葉のみでは公有地、共有地、マルクを意味するものでなく、却つて個人的財產を意味して居る。此の點は Cato、Varro、Columella、Cicero、Pliny、其の他の法學者の文獻に依つて證せられる。タシトスはゲルマニア人が個人的所有權の制度を知つて居たか否かを述べて居ない。更に「ゲルマニア」第二六節、第二五節には耕地が主人に或る報酬を支拂ふ奴隸に依つて耕作せられて居ると述べられて居る。

斯かるが故にマルク説は、マウラー及び彼の信奉者の「ゲルマニア」第二六節の誤解に基くものである」。（註五五）「古代ゲルマン人の法律に於てマルクなる言葉は、元來境界を意味する。而して通例は私有財産の境界を意味し、派生的意味に於て財産其のものをも表示する。即ちリプエリアン人の法律に於けるマルクは、私有財産の境界を、アラマンニイ族及びバヴァリア人の法律に於いては、土地の境界を意味する。マウラーが共同所有權制度の存在を證し得ると信じて居るバーガンディ人の法律を始め、ゲルマン人の法律にはマルクが共有地であつた痕跡は存しない。のみならずバーガンディ人、西ゴート人、サリイ族、リプエリアン人、アラマンニィ族、バヴァリア人其の他の民族の諸法律、法令は、私有財産の前提に基礎を置き、耕地、牧場、森林、水車場、水等を其の私有財産の對象となし、賣却、質貸借、讓渡、相續等を認め、其の所有權は個人、家族に歸し大團體には屬しなかつた。」（註五六）又マルクの存在を主張する爲に「土地の週期的分割に關するマウラーの引用資料は、年々の土地分割を、從つて共同所有權を否定するものであるのみならず、私有財産の存在を肯定せしめるものである。即ち Zeugitana 地方の長であるジェンセリック（Genseric）は、『世襲の地所』に於て彼の部下に耕地を分配した事、及び東ゴート人が Heruli 人が以前住せる土地を彼等自身の間に分割した事は、個人所有者に於ける土地分割の例證で、年々の土地分割延ひては共同所有權の例證ではない。又羅馬の土地所有者、西ゴート人、バーガンディ人及びフランク族に於けるそれも同樣で、各地區は當初より永久的な、世襲のものであつた。マウラーは、私的、世襲的財産の存在を示す事實を、自己流に變釋して年々の土地分割及び土地共同所有權の實在を主張したと云ふ事が、以上の所論から了解される。土地制度の革命は、共同所有權から個人的所有權への變化ではなく、家族の所有權から個人の所有權へのそれである。」（註五七）「ゲルマン人の法律にマルクの根據を發見し得ぬ以上、マルク説の根據はマウラーが次に擧げて居る "Traditiones" でなければならぬ。併し乍ら此の "Traditiones" に集められた第八世紀より第十四世紀迄の種々の特許狀及び契約書は、全てが私有財産の事實の證明であつて、僅少のものをマウラーが其の主張の爲めに用ひて居るに過ぎない。而もこの引用せられて居る僅少のものも、マルクは本源的には領土の境界の意義に於て用ひられ、後領土自體を意味する樣になつた事を證するものであり、結局私有財産の實在を支持するのである。然し共有された土地の實例が全く存しないわけではないが、此の場合は數人の者に依つて共有されるのであつて、全ての人に共有されて居るのでない事は、一個人に明らかに屬するものを贈與又は賣却する無數の實例に依つて理解し得る。而して此の共有の場合各所有者は其の仲間の所有者の許可も相談もなしに自分等の持分を賣却する權利を有するのである。マウラーが森林に對する共同使用の權利が、土地が全てに屬した時代の遺物であるとするのは單なる理論であつて、幾多の文書に依つて其れは私有財産制度と農奴の存在に基因するものである事は明らかである。」（註五八）斯かる共有は總有とは嚴然と區別せられねばならぬ。多くの學者は總有の意味で共有なる文字を用ひて居るが、總有の事實は存在しないと考へる。「第十三世紀以降の文書に見出される共有地（Allmend, commons）も同樣單一の所有者の財産である。」（註五九）此の點は後述する。「初期のゲルマン人の法律から推察すれば、奴隷或ひは種々なる半奴隷的な小作人に依つて耕作された廣大なる國家は、中世の初頭に於ては例外ではなく寧ろ原則であつた。此の點をマウラー及び彼の信奉者が見逃した事は彼の理論の重大缺陷をなすものである。タシトスの文獻、バーガンディ人、アラマンニィ族、バヴァリア人、サクソン人其の他の民族の法典に依つて奴隷の存在及び奴隷其の他其の土地に勞働する全ての者を包含した大財産の存在が認められるのである。以上の如くマウラーが私有財産の存在を證する無數の資料を誤解した所に、マルク説の根柢が存するのである。」（註六〇）

斯様なフュステル・ド・クーランジュの主張は正當であると思ふ。凡そマルクに關しては、多くの學者はマウラーの所說の代辯者に過ぎなかつたであらう。エミール・ド・ラヴレー、ケイ・ランプレヒトを始め數多くの學者は、其の當時の時代思潮の渦に捲れて經濟史の出發點を原始共產體に求めたのである。

註五三　田崎仁義著前揭書三九九頁、四〇二頁。福田德三著前揭書三五五頁以下

註五四　福田德三著前揭書三六一頁

註五五　Fustel de Coulanges, ibid, p. 5-10.

註五六　Fustel de Coulanges ,ibid, p. 11-22.

註五七　Fustel de Coulanges, ibid, p. 23-28.

註五八　Fustel de Coulanges, ibid, p. 28-48.

註五九　Fustel de Coulanges, ibid, p. 48-52.

註六〇　Fustel de Coulanges, ibid, p. 52 61.

「共有地」「共有地は普通森林、牧場、僅少の耕地で、萬人の共同の土地の如くに思はれる。」（註六一）此の共有地は瑞西を始め諸所に見出されるものであつて、原始時代は共產主義社會であつたとの主張に有力なる支持を與へて居るものである。

瑞西、佛蘭西、白耳義等に於て共有地の存在を主張するエミール・ド・ラヴレーは、私有財產の存在せぬ時代を指摘し得ない如く、何れに於ても共有地の存する一方私有財產も存在するのである。瑞西のアルメンド Allmend は諸所に見受けられる共有地 Commons と同一のもので、各村落の一部の土地を村落の所有財產として居るものを呼稱する。「瑞西に於ては此のアルメンドを或る場合は賣却し、貸與し、或ひはアルメンドの木材を賣却して、學校、教會の支出を償ふ。而して此のアルメンドを住民が自由に使用し、木材採取、放牧、耕作等するが、此の享有の權利は其の村落に於て土地を所有せる者のみが持つのである。（中略）其故にアルメンドは全ての人に屬するもの即ち共同財產ではなく、私有財產の附屬物である。」（註六二）又其の他の文書に見られる共有地は、全く例外なしに贈與、賣却、が其の所有者の或る者に依つて爲されるのであるから、決して耕作者の團體の集合財產ではない。マウラーが引用した一一五〇年の實例は、アルメンドと名付ける森林に百姓は自由に出入するが、其れは彼等の共有であると述べられて居る。「此を前後の文脈から離れて判ずる時は、確かに耕作者の團體の共同所有の土地であると思はれるが、全體の文書を見れば數人の世襲財產である。」（註六三）斯かる場合を總有と稱するは當を得ない事は明瞭で、從來斯かる場合を共有――總有の意味での――と稱し共產體の存在を主張したのではなからうかと思ふ。

註六一　エミール・ド・ラヴレー著、長野兼一郎譯「原始財產」一三二頁以下

註六二　Fustel de Coulanges, ibid, p. 125-126.

註六三　Fustel de Coulanges, ibid, p. 51.

「ミール」露西亞のスラブ民族に於て行はれた農業制度で、農地を農民の間に口分し、之の用益の代償として一定の義務を當人に課し、其の遂行に就いてはミール全體が連帶責任を負ひ、年々又は數年毎に此の口分替を爲すのを特徵とする制度である。此の口分替は後に至るにつれて、次第に長期のものとなつた。此の制度はプロシヤ官吏ア・エフ・フォン・ハックスタウゼンに依つて公表されたものである。此の起源に就いては數說あつて、此の制度が原始共產體の遺制であるとなす說、第十六世紀の自由農民の活動の旺盛であつた時代の所產であるとする說、自發

的な結果でなく、政府の命令と云ふ様な人爲的な原因に依つて生じた結果であるとする說に大別せられる。第三說が最も有力な說であるが、此の中でも其の發生時期は區々で、チチェリンは一五九二年フェドル・イワノウィツチ皇帝の勅令に依つて制度化されたものとし、カワレフスキイは一七一四年ペートル大帝の發した土地不分割、農奴人頭稅及び軍司令官の徵稅官兼務を命ずる勅令に依るものと見て居る。（註六四）ミールは一小村落で、其の人口は二百人を殆んど超えないのであるから、種族共產體延ひては露西亞全部の農業共產主義を表明するものではない。其の百姓たる農奴或ひは小作人は、土地を集合的に耕作し、地代を集合的に支拂ふのである。其故に集合的所有權ではなく、集合的奴隸制である。從つてミールを、人類が曾つて農業共產主義を實行したと云ふ證據とする事は出來ない。（註六五）

此の他、印度、露西亞のザドルガ等に於て原始共產體の根據を得んとするのであるが、此れを結論すれば、土地共產體を確證する資料は存せず、此の存在を主張する爲に引用された資料は、全く逆に私有財產の存在を立證するものであるが故に、共產體存在を認め得ぬのが現今の狀態であらう。

註六四　Fustel de Coulanges, ibid, p. xiii 110.

註六五　Fustel de Coulanges, ibid, p. 111.

（四）

從來「人類の全ての民族の歷史は、原始共產主義を以て始まる。即ち其の生活狀態が狩獵、遊牧であつた時代に於ては共同經濟が行はれ、更に定住して農業を營むに至つて後も同一血族の團體と土地の共有を要素とする共產體が存在して居た」との主張が存するが、前述の所論より判ずれば、此の主張に容易に贊成し得ないと考へるものである。

所有形態の發展過程は、無所有の狀態から種々なる原因に依つて所有の狀態に移行し、私有或ひは共有（總有の意味）の形態が生ずるのである。財產に關する最古の觀念は、基本的に必要である生活資料の獲得と密接に結合して居る事は自明である。今此の地球上に存在する人間の生活するに充分なる資料が即ち食料が苦勞なく手に入り得る事を假定した場合、彼等は決して其のものを所有すると云ふ觀念を有する事はないであらう。此の事は空氣、海水等に對して所有の觀念を持たぬと同樣に理解されるであらう。斯の如き無所有の狀態に於て惹起せられる種々の制限が、所有の狀態への移行を必然的ならしめる。

抑々人類の行爲は自己生命維持と自己滿足の本能に基因する。生活資料獲得の爲の行爲は自己生命維持の爲め不可缺條件は全く圓滑に滿されて居るが、自然的原因其の他に依つて充分に滿されなくなつた場合、此處に所有の狀態、即ち生活資料獲得に對する所有が生ずる。然らばそは私有か共有か。獨力で行ふか協力で行ふか。協力の觀念は、自己單獨の力では到底解決出來ないと云ふ苦い長い經驗を經て、漸くに人間が獲得し得たものであらう。カール・マルクスが個人の弱さを認めて居る註一點及び「追放は極刑である」註二點は、個人的に生活資料獲得を爲したる左證である。其故に所有の狀態に入つた時は個人的所有形態であつたと思ふ。此の點を前述の所論と結合して考察するならば、原始時代に於ては個人的所有、家族所有が本源的な一般的なものであつたのではないかと考へる。

註一　バクロフスキー監修、早川二郎譯「前揭書」一七三頁

註二　Paul Lafargue, ibid. p. 18.

附記

一月六日、筆者望月玉三君、入營の爲め北海道旭川に向つて出發するに際し、大磯の山莊を訪れて、本稿を余に託せらる。望月君尚ほ在京ならば、余は同君と卓を挾んで本篇の主題に就いて論究し、更らに推敲を求む可き點なきに非ざる可しと雖も、同君は既に遠く北海道の兵舍に在つて相見ること難し、余は自己の獨斷を以つて妄りに本篇に加筆することを愼み、能ふ限り、原文の態を尊重するに努めたのであるが、唯だ少しく思ふ所あつて、本篇の第一及び第二の兩項を削除し、茲には專ら第三項のみを掲ぐることゝした。聊か右の次第を記して、筆者の寛恕を乞ふ。

高橋誠一郎

古版經濟書解題

ジョン・クック著一千六百四十八年版『唯一緊要事、一名、貧民の訴訟』

高橋誠一郎

一

私はチャールズ一世の「弑逆者」ジョン・クック（John Cooke）の著に『唯一緊要事、一名、貧民の訴訟』（Unum Necessarium: or, The Poore Mans Case: being an Expedient to make Provision for all poore People in the Kingdome.）と題する一千六百四十八年出版の書の存することを知り、昭和七年版拙著『重商主義經濟學說研究』中に、同一時代に公にせられたる類書と共に其の表題を掲げたのであるが、本書は頗る稀覯の書であつて、私は當時に於いては未だ親しく之れを手にすることが出來ず、僅かに其の書名を記載することを得たに過ぎなかつた。（同書七〇三頁參照）。然るに最近に至つて此の書が倫敦の古書肆ヘンリー・スチーヴンズ（Henry Stevens, Son & Stiles.）のカタログに掲載せられつゝあるを知り、直ちに之れを買取ることが出來たのを機會として、聊か茲に其の內容を紹介することゝする。

本書の表題頁は著者の名を Cooke と署し、彼れが倫敦四法學院の一たるグレース・イン（Gray's Inn. 茲には